

開札日	平成28年1月19日
入札方法	郵送入札

入札経過調書

件名	江戸川区立小松川第二中学校改築に伴う電気設備工事	契約金額(税込み)	¥356,400,000 -
契約者名	桐井電設工業 株式会社 (東京都江戸川区西瑞江5-4-9)	予定価格(税込み)	¥366,454,800 -

備考
 本件入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額です。
 本件入札に係る契約金額は落札者の入札金額に100分の8に相当する金額を加算したものです。

入札者名	入札金額 (消費税抜き)	価格点 (A)	社会的要請点								評価点 (A+B)	備考		
			災害・緊急時対応	教育活動・地域諸行事への協力	環境配慮	参加実績	区内下請業者等の活用	労働者への能力開発・福利厚生支援	品質確保への取組	工事成績			工事に関する提案(安全対策等)	社会的要請点 計 (B)
(1) 桐井電設工業 株式会社	¥330,000,000	10.19	4.80	5.45	2.70	1.00	12.90	1.70	4.00	6.00	1.40	39.95	50.14	落札者
(2) 株式会社 サンコー設備	¥338,000,000	1.43	3.80	2.95	2.50	2.00	6.40	1.20	4.00	5.00	1.70	29.55	30.98	
(3) 勝田電設工業 株式会社	-													辞退
(4) 佐々木電気 株式会社	-													入札方法不備により無効
(5)														

P2(満点)価格(消費税抜き) ¥280,467,000

【落札者選定理由】
 ・社会的要請点に関する取組について、多くの実績及び提案がある。
 ・災害・緊急時対応について、積極的に取組んでいる。
 ・教育活動・地域諸行事への協力について、積極的に取組んでいる。
 ・今回工事の区内下請率については、積極的に区内下請業者の採用を予定し、地域経済の活性化に配慮して取組んでいる。
 ・労働者への能力開発・福利厚生支援について、積極的に取組んでいる。
 ・過去工事の工事成績が良好である。

【落札者に対する江戸川区公共調達審査会からの付帯意見】
 ・今回の入札において提案した事項は、必要に応じて本改築工事に携わる他工種の事業者と連携し、確実に履行することを求める。

【本入札全般に対する江戸川区公共調達審査会からの付帯意見】
 ・新規参加を含め、多くの事業者の参加が望ましいことから、今後も参加促進につながるよう制度の見直しを続けていく必要がある。

記事

※ 社会的要請点総合評価一般競争入札案件
 ※ 価格点及び社会的要請点は、小数点以下第三位以下を切り捨て、第二位まで表示している。

発注概要

項目	詳細
(1) 工事件名	江戸川区立小松川第二中学校改築に伴う電気設備工事
(2) 工事場所	江戸川区小松川二丁目10番5号
(3) 工事内容	<p>本工事は、新校舎建設及び校庭整備である。</p> <p>1) 電灯設備工事 照明器具 1444 台、非常灯及び誘導灯 27 台、電灯分電盤 15 面</p> <p>2) 動力設備工事 動力盤 5 面</p> <p>3) 受変電設備工事 屋外型キュービクル7連1基 (単相トランス 100kVA 2台、三相トランス 150kVA 2台)</p> <p>4) 映像音響設備工事 屋内運動場舞台照明設備 一式、屋内運動場音響設備 一式、音楽室音響設備 一式、武道場音響設備 一式</p> <p>5) 弱電設備工事 総合盤 一式、構内用電話設備 一式、電気時計設備 一式、放送設備 一式、呼出設備 一式、テレビ共同受信設備 一式、警報設備 一式、構内情報用配線及び配管設備 一式、火災報知設備 一式</p> <p>6) 構内配電設備工事 地中線用負荷開閉器 1台、高圧ケーブル 一式、外灯設備工事 一式</p> <p>7) 発電設備工事 太陽光発電用設備 一式</p> <p>8) 機械警備用配管工事 機械警備用配管 一式</p> <p>9) 校庭照明設備工事 照明器具 31台、グラウンド照明盤 1面、開閉器盤 11面</p>
(4) 予定価格	339,310,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)
(5) 工期	契約締結の翌日から平成30年2月28日まで

入札参加資格

項目	詳細		
(1) 地方自治法施行令	地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定による欠格条項に該当しないこと。		
(2) 建設業許可	単独企業の場合には、「電気工事業」の特定建設業許可を受けていること。建設共同企業体の場合には、第 1 順位者が「電気工事業」の特定建設業許可を受けており、第 2・第 3 順位者が「電気工事業」の特定建設業許可又は一般建設業許可を受けていること。		
(3) 技術者の配置	単独企業の場合には、本工事に専任の監理技術者を配置できること。建設共同企業体の場合には、第 1 順位者が本工事に専任の監理技術者を配置でき、第 2・第 3 順位者が本工事に専任の監理技術者又は専任の主任技術者をそれぞれ配置できること。		
(4) 工事成績	入札公告日から過去 2 年間に、江戸川区又は東京都からの受注工事で、江戸川区請負工事成績評定事務要綱又は東京都工事成績評定要綱に基づく工事成績評定において 60 点未満の評定を受けていないこと。		
(5) 指名停止	江戸川区又は東京都から指名停止を受けていないこと。		
(6) 経営状況	経営不振の状態にないこと。		
(7) 業者登録	単独企業又は建設共同企業体の全構成員が江戸川区建設工事等競争入札参加登録者名簿に「電気工事」を申込業種として登録していること。		
(8) 参加形態	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>1) 江戸川区内に本店を置く者</p> <p>①格付</p> <p>■単独企業 平成 27・28 年度江戸川区電気工事格付（以下「区電気格付」という。）A の者であること。*</p> <p>■2 者による建設共同企業体 2 者共に区電気格付 A の者であること。*</p> <p>■3 者による建設共同企業体 第 1 順位者 区電気格付 A の者であること。* 第 2・第 3 順位者 区電気格付 B 以上の者であること。*</p> <p>②建設共同企業体における出資比率</p> <p>■第 1 順位者 構成員中最大とすること。</p> <p>■第 2 順位者 2 者の場合は 30%以上とすること。 3 者の場合は 20%以上（ただし、区電気格付 B の場合は 20%）とすること。</p> <p>■第 3 順位者 20%以上（ただし、区電気格付 B の</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>2) 江戸川区外に本店を置く者</p> <p>①格付</p> <p>■単独企業 平成 27 年度東京都電気工事格付等級順位（以下「都電気格付」という。）A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,000 点以上の者であること。*</p> <p>■2 者による建設共同企業体 第 1 順位者 都電気格付 A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,000 点以上の者であること。* 第 2 順位者 区電気格付 A の者であること。* ■3 者による建設共同企業体 第 1 順位者 都電気格付 A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,000 点以上の者であること。* 第 2・第 3 順位者 区電気格付 B 以上の者であること。*</p> <p>②建設共同企業体における出資比率</p> <p>■第 1 順位者 構成員中最大とすること。</p> <p>■第 2 順位者 2 者の場合は 30%以上とすること。 3 者の場合は 20%以上（ただし、区電気格付 B の場合は 20%）とすること。</p> <p>■第 3 順位者 20%以上（ただし、区電気格付 B の場</p> </td> </tr> </table>	<p>1) 江戸川区内に本店を置く者</p> <p>①格付</p> <p>■単独企業 平成 27・28 年度江戸川区電気工事格付（以下「区電気格付」という。）A の者であること。*</p> <p>■2 者による建設共同企業体 2 者共に区電気格付 A の者であること。*</p> <p>■3 者による建設共同企業体 第 1 順位者 区電気格付 A の者であること。* 第 2・第 3 順位者 区電気格付 B 以上の者であること。*</p> <p>②建設共同企業体における出資比率</p> <p>■第 1 順位者 構成員中最大とすること。</p> <p>■第 2 順位者 2 者の場合は 30%以上とすること。 3 者の場合は 20%以上（ただし、区電気格付 B の場合は 20%）とすること。</p> <p>■第 3 順位者 20%以上（ただし、区電気格付 B の</p>	<p>2) 江戸川区外に本店を置く者</p> <p>①格付</p> <p>■単独企業 平成 27 年度東京都電気工事格付等級順位（以下「都電気格付」という。）A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,000 点以上の者であること。*</p> <p>■2 者による建設共同企業体 第 1 順位者 都電気格付 A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,000 点以上の者であること。* 第 2 順位者 区電気格付 A の者であること。* ■3 者による建設共同企業体 第 1 順位者 都電気格付 A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,000 点以上の者であること。* 第 2・第 3 順位者 区電気格付 B 以上の者であること。*</p> <p>②建設共同企業体における出資比率</p> <p>■第 1 順位者 構成員中最大とすること。</p> <p>■第 2 順位者 2 者の場合は 30%以上とすること。 3 者の場合は 20%以上（ただし、区電気格付 B の場合は 20%）とすること。</p> <p>■第 3 順位者 20%以上（ただし、区電気格付 B の場</p>
<p>1) 江戸川区内に本店を置く者</p> <p>①格付</p> <p>■単独企業 平成 27・28 年度江戸川区電気工事格付（以下「区電気格付」という。）A の者であること。*</p> <p>■2 者による建設共同企業体 2 者共に区電気格付 A の者であること。*</p> <p>■3 者による建設共同企業体 第 1 順位者 区電気格付 A の者であること。* 第 2・第 3 順位者 区電気格付 B 以上の者であること。*</p> <p>②建設共同企業体における出資比率</p> <p>■第 1 順位者 構成員中最大とすること。</p> <p>■第 2 順位者 2 者の場合は 30%以上とすること。 3 者の場合は 20%以上（ただし、区電気格付 B の場合は 20%）とすること。</p> <p>■第 3 順位者 20%以上（ただし、区電気格付 B の</p>	<p>2) 江戸川区外に本店を置く者</p> <p>①格付</p> <p>■単独企業 平成 27 年度東京都電気工事格付等級順位（以下「都電気格付」という。）A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,000 点以上の者であること。*</p> <p>■2 者による建設共同企業体 第 1 順位者 都電気格付 A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,000 点以上の者であること。* 第 2 順位者 区電気格付 A の者であること。* ■3 者による建設共同企業体 第 1 順位者 都電気格付 A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,000 点以上の者であること。* 第 2・第 3 順位者 区電気格付 B 以上の者であること。*</p> <p>②建設共同企業体における出資比率</p> <p>■第 1 順位者 構成員中最大とすること。</p> <p>■第 2 順位者 2 者の場合は 30%以上とすること。 3 者の場合は 20%以上（ただし、区電気格付 B の場合は 20%）とすること。</p> <p>■第 3 順位者 20%以上（ただし、区電気格付 B の場</p>		

項目	詳細	
	場合は20%) とすること。	合は20%) とすること。
(9)機械設備工事との同時入札参加の制限	「江戸川区立小松川第二中学校改築に伴う電気設備工事」へ入札参加する単独企業又は建設共同企業体の構成員は、「江戸川区立小松川第二中学校改築に伴う機械設備工事」へ入札参加する単独企業又は建設共同企業体の構成員になることはできません。	
(10)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の遵守状況	入札公告日から過去2年間に独占禁止法による処分を受けていないこと。	
(11)下請代金支払遅延等防止法の遵守状況	入札公告日から過去2年間に下請法に基づく勧告歴がないこと。	
(12)建設業法の遵守状況	入札公告日から過去2年間に建設業法に基づく指示又は営業停止処分歴がないこと。	
(13)労働基準法等の遵守状況	入札公告日から過去2年間に労働基準法、労働安全衛生法等による罰則の適用がないこと。	
(14)暴力団等排除措置	江戸川区暴力団等排除措置要綱による排除措置等を受けていないこと。	

※ ただし、その者が本入札に参加する他の単独企業又は建設共同企業体の構成員でないこと。